

# 日本血管内治療学会会則

## 【第1章 総則】

### 第1条 (名称)

本会は日本血管内治療学会 (The Japanese Society for Endovascular Intervention) という。

### 第2条 (事務局)

本会の事務局は株式会社ドクタープラネッツ内  
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-1-1 ポートアイランドビル6Fにおく。

## 【第2章 目的および事業】

### 第3条 (目的)

本会は血管内治療に関する研究の進歩および普及をはかり、これを通じて学術文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、学術講演会などの開催。
- (2) 機関誌、論文図書などの刊行。
- (3) 血管内治療に関する研究および調査。
- (4) International Society for Endovascular Specialists と、その他国内外の関係学術諸団体との連絡および提携。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

## 【第3章 会員】

### 第5条 (会員)

本会の会員は次の通りとする。

- (1) 一般会員  
医師ならびに医学研究者であって、本会の目的に賛同協力する者。
- (2) 賛助会員  
本会の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入した団体あるいは個人。
- (3) 特別会員  
本会に対して特別の功労のあった者の中から、理事長が理事会および評議員会の議を経て推薦する者。
- (4) 特別正会員  
詳細は、別項に定める通りとする。
- (5) 名誉会員  
血管内治療の進歩発展に多大の寄与した者の中から、理事長が理事会および評議員会の議を経て推薦する者。

### 第6条 (入会)

本会の会員になろうとする者は、当該年度の会費をそえて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### 第7条 (会費)

- (1) 一般会員は年額 5,000 円を、評議員は 8,000 円を納入しなければならない。
- (2) 賛助会員は年額 100,000 円 (1 口) またはそれ以上を納入しなければならない。
- (3) 既納の会費は返付しない。
- (4) 名誉会員および特別会員は会費の納入を必要としない。

### 第8条 (退会)

- (1) 退会を希望する者は、理由を付して理事会に届け出なければならない。
- (2) 第5条第1項の資格喪失者および第7条の会費滞納者は退会とみなす。

## 【第4章 役員、評議員、幹事および名誉会長】

### 第9条 (役員)

本会には次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 幹事 若干名

### 第10条 (会長)

- (1) 会長は評議員の中から理事会および評議員会の推薦によりこれを選任し、会務総会の承認をうける。
- (2) 会長は学術総会を主催し、会務総会の議長となる。
- (3) 会長はその任期の間理事を兼ねる。

### 第11条 (理事長および理事)

- (1) 理事長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 理事長は理事会の議長を務め、会務を執行する。
- (3) 理事長および理事は評議員の中から理事会および評議員会の推薦によりこれを選任し、会務総会で承認をうける。

### 第12条 (監事)

本会は次の規定にしたがって監事をおく。

- (1) 監事は評議員の中から理事会および評議員会の議を経て理事長が委嘱する。
- (2) 監事は本会の会計および理事の業務執行の状況を監査する。

### 第13条 (役員任期)

本会の役員任期は次のとおりとする。

- (1) 会長の任期は学術総会終了時より次期学術総会までとする。
- (2) 理事および監事の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (3) 補欠または増員によって選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (4) 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行わねばならない。
- (5) 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があったときは、その任期中であっても、理事および評議員会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

第14条 (評議員)

本会は次の規定にしたがって評議員をおく。

- (1) 評議員は、会員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- (2) 満65歳をこえた者はあらたに評議員となることができない。
- (3) 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ重要会務について審議する。
- (4) 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (5) 評議員には前条第3項以下の規定を準用する。この場合、同条中の「役員」をそれぞれ「評議員」と読み替えるものとする。

第15条 (幹事)

理事会は幹事(総務幹事、会計幹事、庶務幹事など)若干名を委嘱し会務を分掌させることができる。幹事は理事会および評議員会に出席できる。

第16条 (名誉会長)

理事会は名誉会員の中で、本会对し特に顕著な功績のあった者について、理事会および評議員会の議を経て名誉理事長に推薦することができる。

【第5章 会議および学術総会】

第17条 (理事会)

理事会は次の規定によって行う。

- (1) 理事会は理事長がこれを召集する。ただし理事現在数の3分の1、もしくは監事から会議の目的を示して請求があったときは、理事長は直ちにこれを召集しなければならない。
- (2) 理事会の議長は理事長とする。
- (3) 理事会は理事現在数の3分の2以上出席しなければ審議し議決することはできない。ただし当該議事についてあらかじめ文書によって意志表示した者はこれを出席とみなす。
- (4) 理事会における議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第18条 (評議員会)

評議員会は次の規定によって行う。

- (1) 定期評議員会は、毎年1回会務総会の前に会長が召集する。ただし、会長、理事長、理事会あるいは評議員会が必要と認めたときは臨時に召集することができる。
- (2) 評議員会の議長は会長とする。
- (3) 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ審議し議決することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ文書によって意志表示した者は、これを出席とみなす。
- (4) 評議員会における議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (5) 名誉会員、特別会員は評議員会に出席して意見を述べることができる。
- (6) 評議員は評議員会に連続3回欠席した場合には、その職責が消失するものとする。

第19条 (総会)

総会は会務総会および学術総会とする。

第20条 (会務総会)

会務総会は次の規定によって行う。

- (1) 会務総会は、一般会員、特別会員、名誉会員、理事長、理事および評議員をもって構成する。
- (2) 定期会務総会は、毎年1回会長が召集する。ただし、会長、理事長、理事会あるいは評議員会が必要と認めたときは臨時に召集することができる。
- (3) 会務総会の議長は会長とする。
- (4) 会務総会には評議員会で審議決定した事項を提出する。
- (5) 次の事項についてはその承認をうけなければならない。
  - 1) 次期会長、次期定期総会の開催地および開催時期
  - 2) 事業報告および会計報告
  - 3) その他、理事会が必要と認めた事項

第21条 (学術総会)

学術総会は次の規定によって行う。

- (1) 学術総会は、会務総会と同時期に開催する。
- (2) 開催地および開催時期については、理事会および評議員会の議を経て会務総会の承認をうける。
- (3) 本会では学術賞を設ける。
- (4) 本学会にて発表するものは会員でなければならない。

【第6章 会計】

第22条 (経費)

本会の経費は、会費、補助金および寄付金をもって支弁する。

第23条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【第7章 会則の変更および解散】

第24条 (規則の変更)

本会の会則は、理事会および評議員会の議決を経たのち、会務総会の承認をうけなければ変更することはできない。

第25条 (解散)

本会は、理事会および評議員会の議決を経たのち、会務総会の承認をうけなければ解散することはできない。

第26条 (附則)

本会の会則を施行するために必要とされる細則は、理事会および評議員会の議決により別に定める。

附則

- (1) この会則は平成6年11月16日から施行する。
- (2) この会則は平成12年7月7日から施行する。
- (3) この会則は平成14年7月6日から施行する。
- (4) この会則は平成16年6月28日から施行する。
- (5) この会則は平成18年6月30日から実行する。
- (6) この会則は平成22年11月1日から実行する。
- (7) この会則は平成24年7月19日から実行する。
- (8) この会則は平成25年7月18日から実行する。
- (9) この会則は平成26年6月19日から実行する。

以上